

事 務 連 絡
令和5年3月13日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）
を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和5年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布予定について

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

厚生労働省医薬・生活衛生局は、医薬品等の安全確保や薬害の再発防止等を所管していますところ、これからの社会を担う子どもたちに過去の薬害事件の教訓を伝えていくことも重要であると考えており、文部科学省の協力を得て、薬害を学び再発を防止するための教育を推進してきています。

具体的には、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、これらの教材を活用した授業が広く行われるよう、取組を進めてきました。平成23年度から令和3年度までは全国の中学校に送付しておりましたが、平成30年に改訂した高等学校学習指導要領において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和4年度からは全国の高等学校等へ送付するとともに、全国の各中学校には教材紹介のために各校1部ずつ教材等を送付しております。令和5年度も同様に、全国の各高等学校に高校1年生の人数分程度、全国の各中学校に1部ずつ送付する予定です（令和5年度前半に送付予定）。

本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に高等学校の公民科（公共、政治・経済）や中学校の社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定しております。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等及び各学校を設置する域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の高等学校・中学校等及び学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、附属の高等学校・中学校等に対し、令和5年度の本教

材送付について、周知くださいますようお願いいたします。各学校において、令和5年度の年間指導計画等を策定いただくに当たりご参考としていただけるよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>) には、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、薬害に関する授業の実践事例集、授業用素材等を掲載しておりますので、令和5年度における中学3年生や高校1年生の年間指導計画等を策定する際の御参考としていただき、教材の活用について積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

もし教材の使用方法等に御意見等ありましたら、メール (fukutai01@mhlw.go.jp) または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

令和5年度における本教材送付の際には、改めて同様に周知の御協力をお願いさせていただきます。

【厚労省 HP】



担当 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品
副作用被害対策室 荒木、鈴木、中村、竹崎
電話 03-5253-1111 (内線 2718、2719)
(夜間 03-3595-2400)